

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2018年 11月 5日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

東京都港区海岸 1-2-3 汐留芝離宮ビルディング 13階
株式会社インフォマート
代表取締役社長 長尾 収

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は企業間の商行為をインターネット上の「BtoBプラットフォーム」で電子化する事業を行っています。今回「BtoBプラットフォーム」の新たなサービスとして、電子契約を行える「BtoBプラットフォーム契約書」を2018年7月にリリースしました。従来の商談・受発注・規格書・請求書に加えて契約業務も「BtoBプラットフォーム」で実現可能になり、さらなる事業拡大を目指している。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」にあたる。
従来の「BtoBプラットフォーム」のサービス一覧には、契約業務を管理できるサービスがなかったが、顧客からの要望、及び商行為の全てを電子化可能になることの「BtoBプラットフォーム」の価値向上から、より新たな顧客開拓に繋げることができる。



2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社
サービス利用者：当社BtoBプラットフォーム会員

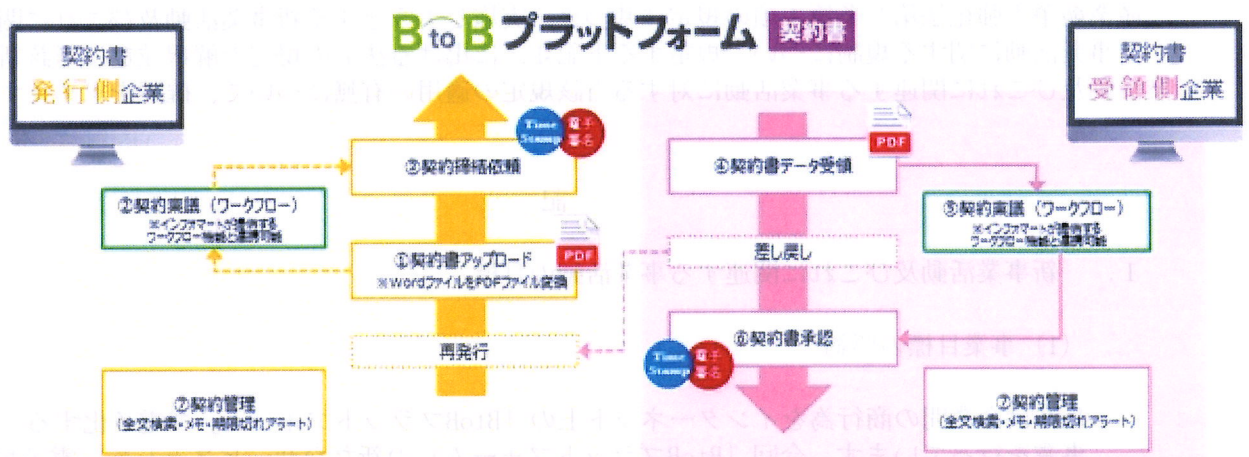
(2) 事業概要

<事業の流れ>

- ① 「BtoBプラットフォーム契約書」サービスを利用希望のユーザはBtoBプラットフォームの会員規約に同意し、IDを取得する
- ② 「BtoBプラットフォーム契約書」サービスのWeb申込ページから有料規約に同意して、利用契約を交わす。
- ③ 契約書をPDFファイル化し、プラットフォームにアップロードして、相手先に締結依頼をメールで送信する。相手先が承認完了後、電子契約が締結する。

※電子契約時には、両社の電子署名+タイムスタンプ、及びドキュメントタイムスタンプがPDFファイルに付与される。

<サービス概要>



【対応可能な文書】
 請負契約書/基本契約書/金銭借用書/売買契約書/秘密保持契約書/発注書/発注請書/納品書/検収書 など...
 ●5社間契約まで契約締結可能 ●契約書発行側でも受領側でも導入可能

(3) 新事業活動を実施する場所

日本国内

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2018年4月 サービスリリース告知

2018年7月 BtoBプラットフォーム契約書リリース

※ニュースリリース (<https://www.infomart.co.jp/news/2018/20180702.asp>)

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

建設業法施行規則第13条の2第2項

省令 第13条の2

- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

5. 具体的な確認事項

本照会書2.(2)③の電子契約が、建設業法施行規則第13条の2第2項の技術的基準に適合するものか確認したい。

<当社の考え>

国土交通省で定められている「技術的基準」に係るガイドラインに当社サービスは適合していると考えている。

(1)見読性の確保について(規則第13条の2第2項第1号関係)

当社サービスにログイン後、契約書データの検索・閲覧がWeb上で実施できるシステムを構築している。また契約書PDFファイルについては、締結前・締結後いずれの場合にも、該当データをダウンロードすることが可能であり、ダウンロードデータから書面化も可能。

(2) 原本性の確保について(規則第13条の2第2項第2号関係)

- ・公開鍵暗号方式による電子署名については、当社サービスも同様の暗号方式で電子署名を実施している。※ハッシュ関数はSHA-256を適用。
 - ・電子証明書については、当社が第三者機関として証明書の発行・管理を厳格に実施している。
 - ・電磁的記録等の保存については、当社がBtoBプラットフォームサービスを運営しているデータセンターで厳重に管理されており、管理についてはISMS認証を取得している。
- 原本性の証明については、締結履歴・電子証明書・署名についてはWeb上でいつでも確認できる環境を構築している。

6. その他

・電子署名に関する詳細事項

利用者がアクセスした際はSSL暗号化方式でやり取りされ、申込側企業がアップロードした本件電子契約についてインフォマート社が電子証明書を発行し、電子証明書は公開鍵・秘密鍵方式(SHA256)が用いられ、インフォマート社から受領側企業に対し、契約書にアクセスできるユニークURLが送付され、受領側企業は自らのID等を利用して本サービスにアクセスし、本件電子契約の内容を確認した上で、電子署名を行う。

インフォマート社は、インターネットにおける不正アクセスを防止するためFireWall、IDS/IPS、WAF等の対応を行っており、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証、総務省の「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に基づいた情報開示認定、一般社団法人クラウドサービス推進機構からの認定等を受けると共に365日24時間体制で有人監視によるセキュリティチェックを行っており、利用者以外の第三者が本サービスに不正にアクセスして、契約内容を変造等することは困難であること等から、本件電子契約は、利用者本人が契約内容を確認した上で契約締結したことを裏付ける証拠となり得る。

・タイムスタンプに関する詳細事項

申込側企業が本件電子契約に電子署名した際には、時刻認証業務認定事業者であるセイコーソリューションズ株式会社の公認タイムスタンプが付され、受領側企業が電子署名す

る際にも同様にタイムスタンプが付されることから、本件電子契約は、いつの時点で申込の意思表示がなされ、いつの時点で承諾の意思表示がなされたか、また、タイムスタンプが付された時点以降に契約の内容が変更されていないことを裏付ける証拠となり得る。

・ブロックチェーンに関する詳細事項

本サービスはブロックチェーン基盤による取引記録管理がなされることから、本件電子契約は、仮に、契約内容に 変更が加えられた場合には、ある特定の時点で、契約内容がどのようなものであったか、また、その変更はいつの時点で変更されたかを裏付ける証拠となり得る。

・当社の顧問弁護士に以下の確認を実施している。

- (1) 民事訴訟においての成立及びその内容を裏付ける証拠となり得る。
- (2) 契約における署名は、いわゆる二段の推定が認められ署名法第3条の要件を満たし得る。

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあっては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。